

沿岸広域振興局長告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和3年1月4日

沿岸広域振興局長 森 達也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 崎浜港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市三陸町越喜来字前田19番4地先から字所通22番19地先まで	新	B 34.2~11.1 m	m 168.2
大船渡市三陸町越喜来字前田24番7地先から字所通22番16地先まで	旧	A 37.1~8.1	150.2
大船渡市三陸町越喜来字前田19番4地先から字所通22番19地先まで		B 34.2~11.1	168.2

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
  - (2) 期間 令和3年1月4日から同年2月4日まで